論　説

日本人の法意識スケーリング

法意識国際比較研究会
（代表・加藤　雅信・マイケル.K.ヤング）

はじめに

日本における法意識調査の結果について、「日本人の法意識」『調査基本報告書―2000年３月全国調査―』（2001）[1]では単一の質問項目毎に分析し、考察した。単一の項目毎に調査対象の動向を見ることは、調査にとって最初に実施すべき基本的な分析である。

今回は、計量心理学的な分析手法を用いて、さらに関連性の高い複数の質問項目をまとめて「スケール（尺度）」を構成し、これらのスケールを用いて法意識調査の結果を分析し考察を加える[2]。すなわち、複数の主要な柱を建てて法意識調査の結果について検討する。なお、「スケールに基づく分析」を行うことの意味については「中国法意識スケーリング（１）」（2000）[3]を参照されたい。

注

(1) 名古屋大学法政論集187号１―64頁.

(2) 本稿は、2000年に実施した、日本全国法意識調査（標本数1350）を基礎としたものである。入力されたデーターをもとに、河合幹雄（桐蔭横浜大学）、野口裕之（名古屋大学）、藤本亮（活水女子大学）の三名が分析のためのスケーリング構成作業を行い、その結果をまとめた原案を作成した。それを研究会の討論にかけた上で最終稿を確定し、今回の発表に至った。

〈2〉日本人の法意識スケーリング（加藤・ヤング）

(3) 名古屋大学法政論集183号、1頁—41頁.

1．スケールの作成

(1) 法の存在意義に関するスケール群

どのような場面で法が不可欠であると考えるかを尋ねる質問（1）、主としていかなる理由で法を守るかを尋ねる質問（2）、そして、法のない社会がどのような様相を呈すると考えるかを尋ねる質問（3）を合わせて分析することにより、日本社会で人々が法に対して描いているイメージを探る。具体的には、質問（1）では、「家族生活が円満にいく（質問1のア）」「取引活動が社会全体としてうまくいく（質問1のイ）」「犯罪防止がうまくいく（質問1のウ）」「国家をうまく統治していく（質問1のエ）」ために法が不可欠と考えるかを尋ね、質問（2）では、「A　私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。：B　私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方（しっかりした定め方）と法律家の論理には、かなわないからである（質問2のア）。」、「A　私が法を守るのは、国家によって強制されているからである。：B　私が法を守るのは、法の内容が正しいからである（質問2のイ）。」、「A　私が法を守るのは、法の厳密な規定の仕方（しっかりした定め方）と法律家の論理には、かなわないからである。：B　私が法を守るのは、法の内容が正しいからである（質問2のウ）。」、「A　法は、国家が国民を統治する（おさめる）道具である。：B法の目的は、国民が国家の侵害から自分の権利を守ることである（質問2のエ）。」の各項目毎に回答者に対してAとBのうちでどちらの意見に対して、より賛成であるかを尋ね、質問（3）では、「A　法がなくても正常に動いていく社会が理想である。：B　法がなければ社会は正常に動いていくはずがない（質問3の

ア)。」、「A　法がなくなっても、基本的には、今の社会秩序はたもたれる。：B　法がなくなれば、社会は混乱し無秩序になる(質問3のウ)。」、「A　人々（政治家を含む）が道徳的であれば、法がなくても国も社会も良くなる。：B　それは夢物語である（質問3のエ)。」の各項目毎に回答者に対してAとBのうちでどちらの意見に対して、より賛成であるかを尋ねており、全部で11項目になる。

これら11項目に対して因子分析した結果、1.0以上の値を示す固有値は3つあり（2.838,　2.113,　1.635）因子数は3とした。因子負荷の値は、表1に示した通りである。質問（1）の（ア)、(イ)、(ウ)、および（エ）は第Ⅰ因子に、質問（2）の（ア）、(イ）、(ウ）および（エ）は第Ⅱ因子に、質問（3）の（ア)、(ウ）および（エ）は第Ⅲ因子に大きな負荷を示している。

第Ⅰ因子は、質問（1）の（ア）から（エ）まで、順に「家族法」「取引法」「刑法」「公法」について不可欠性を尋ねている。それゆえ、これを単一尺度にすることにより、法一般に対する必要性の認識度を表わすことができる。よって、このスケールを「法の不可欠性の評価」スケールと呼ぶ。第Ⅱ因子は、法を遵守する場合に考えられる2つの立場の何れによっているのかを測定している。「国家による強制」「法規範の論理性」によるとする態度と、「法規範の内容の正当性」「市民の権利を国家権力から守るから」を理由とする態度に分かれる。このスケールを、「法遵守の根拠」スケールと呼ぶ。第Ⅲ因子は、3項目とも、「法なき社会」について、どのような社会になるかを測定している。よって、このスケールを、「法なき社会イメージ」スケールと呼ぶ。

〈4〉日本人の法意識スケーリング（加藤・ヤング）

表1　法の存在意義に関する項目の因子分析結果

	因子Ⅰ	因子Ⅱ	因子Ⅲ	共通性
質問1—ア	0.597	0.025	−0.089	0.365
1—イ	0.886	−0.023	−0.022	0.786
1—ウ	0.893	−0.025	−0.008	0.797
1—エ	0.878	−0.027	−0.061	0.775
質問2—ア	0.083	0.636	0.013	0.411
2—イ	−0.059	0.880	0.007	0.778
2—ウ	−0.072	0.746	−0.038	0.563
2—エ	−0.006	0.624	0.073	0.395
質問3—ア	0.065	−0.044	0.772	0.602
3—ウ	−0.174	0.064	0.663	0.474
3—エ	−0.052	0.038	0.796	0.639
因子寄与	2.762	2.135	1.689	

因子抽出法：　主成分分析　　回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法
4回の反復で回転が収束した。

「法の不可欠性の評価」スケールの得点は4点から20点の範囲とり、得点が高いほうが法一般に対する必要性が高いと認識していることを表わす。なお、全ての項目について逆転操作を行っている。α係数は、0.832であり、高い値を示している。

「法遵守の根拠」スケールの得点は4点から20点の範囲とり、得点が低いほうが国家による強制を理由にしている。α係数は、0.698であり、比較的高い値を示している。

「法なき社会イメージ」スケールの得点は3点から15点の範囲とり、得点が低いほうが法なき社会でも無秩序で混乱した社会にならないと考える程度が強いことを表わす。α係数は、0.600であり、やや低い値を示している。

ところで、質問（3）において（イ）で「A　法は、例外なくすべて同じように適用するべきである。：B　法は、場合に応じて適用するべきである。」、（オ）で「A　法と社会の現実がずれている場合は、現実にあうように法をあらためるべきである。：B　法と社会の現実がずれ

ている場合は、法にそうように現実をあらためるべきである。」の何れの意見に賛成するかを尋ねている。質問（3）の他項目が全て「法なき社会」について尋ねる項目であったため、これら2項目は因子分析に含めなかった。質問（3）の5項目を因子分析すると、1.0以上の値を示す固有値は2つあり(1.706,　1.050)、因子数は2となる。そして、(ア)、（ウ）および（エ）が第Ⅰ因子、（イ）および（オ）が第Ⅱ因子に大きな負荷を示した。

なお、各スケール毎に回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関を求めた。その結果、相関係数の値は絶対値で、「法の不可欠性の評価スケール」が0.990、「法遵守の根拠スケール」が0.996、「法なき社会イメージスケール」が0.995であった。何れの場合もきわめて高い値であり、因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることには何ら問題がないと言える。

(2) 法に対する親近性に関するスケール群

「取引をした相手と紛争が生じたため交渉をはじめようとしたところ、相手から『法的に解決します』と言われました。その場合、あなたはどのように感じますか。」という問いに対して、「合理的だ（質問5のア)」、「人情がない（質問5のイ)」、「不快だ（質問5のウ)」と感じる程度を回答する質問5、「あなたは人々が社会生活をしていく上でどのように生きていくのがよいと思いますか。」という問いに対して、「常識に従って生きればよい（質問6のア)」「法に従って生きればよい（質問6のイ)」、「法に関連することはできるだけ避けるのがよい（質問6のウ)」という意見に同意する程度を回答する質問6、「法のとおりに生きると損をすることがあるから、そのような場合には必ずしも法を守る必要はない(質問7のア)。」、「法を破っても見つからないと思われるとき、法を守るのはときにバカげたことである（質問7のイ)。」、という意見

に対する同意の程度を回答する質問7、「タイプA：ときには法を守らないが上手に生る、タイプB：　多少損をしながらも法を守って生きる」のどちらのタイプを生きかたとして選ぶかを尋ねる質問8、「家族の中に犯罪を犯しているものがあり、まだ発覚していないとします。このようなときに、あなたはその家族に『自首』をすすめますか、すすめませんか（質問10)」、「親しい友人に1ヵ月分の給料にあたる金額を貸すとします。この場合、借用証をとりますか（質問12)」、「高価な機械を買いました。保証期間が過ぎた直後に機械が故障したため、修理してもらったところ、売主が通常通りの修理代を要求してきました。あなたはそれを当然と思いますか、それともゆうづうがきかないと思いますか（質問13)」、そして、「A　契約書をとりかわすときでも、できるだけ簡単にして、契約書の表現もできるだけ後から融通がきくようにしておくほうがよい　：B　契約書というものは、あとで解釈などをめぐってもめないように、できるだけこまかく具体的にキチッと決めておくほうがよい」のどちらの意見に賛成するかを尋ねる質問14、の全部で13項目に対して因子分析した結果、1.0　以上の値を示す固有値は4つであった（2.447, 1.743, 1.290, 1.119)。第Ⅱ固有値と第Ⅲ固有値の間にやや大きな段差があるため、因子数は2とした。因子負荷の値は表2に示した通りである。

質問5のア、イ、ウ、質問6のウ、および質問13は第Ⅱ因子に、そして、質問6のイ、質問7のア、イ、質問8、および質問10は第Ⅰ因子にそれぞれ大きな負荷を示している。これらの因子に対応して、「法に対する好感度」スケールおよび「遵法度」スケールとした。質問6のア、質問12、および質問14は何れの因子に対しても小さな負荷しか示さず、スケールには含めないことにした。「法に対する好感度」スケールは5項目から構成される。質問5は取引場面、質問6は一般の社会生活場面とその状況は異なるが、全体として回答者が法が前面に登場することに対して肯定的あるいは否定的な感情－－好感ないし嫌悪感－－をどの程

度抱くのかを測定する。なお、質問5のアについては逆転操作を行なった。

スケール得点は5点から25点の範囲をとり、得点の高い方が好感度の大きいことを表わす。α係数の値は0.591とそれ程高い値ではない。

「遵法度」スケールは全部で5項目から構成される。全体として、法を遵守する程度の強さを表わしている。なお、質問6のア、および質問10について逆転操作を行なった。

スケール得点は5点から25点の範囲をとり、得点の低い方が法に対する遵守度が弱いことを表わす。α係数の値は0.657であり、十分とは言えないまでも比較的高い値を示している。なお、各スケール毎に回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関を求めた。その結果、相関係数の値は絶対値で、「法に対する好感度」スケールが0.955、「遵法度」スケールが0.969、であった。何れの場合もきわめて高い値であり、この場合についても因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることに何ら問題がないと言える。

表2　法の親近性に関する項目の因子分析結果

	因子Ⅰ	因子Ⅱ	共通性
質問5—ア	−0.053	−0.567	0.324
質問5—イ	−0.059	0.822	0.679
質問5—ウ	0.004	0.837	0.701
質問6—ア	−0.271	0.159	0.099
質問6—イ	−0.431	−0.030	0.187
質問6—ウ	0.139	0.349	0.141
質問7—ア	0.725	0.171	0.555
質問7—イ	0.735	0.149	0.563
質問8	0.737	−0.002	0.544
質問10	−0.445	−0.061	0.201
質問12	−0.001	−0.222	0.049
質問13	−0.193	−0.370	0.174
質問14	0.244	0.152	0.083
因子寄与	2.522	1.777	

因子抽出法：主成分分析　　回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法
3回の反復で回転が収束した。

(3) 「国家機関に対する信頼度スケール」

法の生成・適用・執行に関わる国家機関である「行政機関が法を執行するとき（質問11のア）」、「警察が法を執行するとき（質問11のイ）」、「検察が法を執行するとき（質問11のウ）」、「裁判所が判決を下すとき（質問11のエ）」、「国会や政府が法律を作るとき（質問11のオ）」、に対してどの程度公正であると考えているかを尋ねた5項目について因子分析した結果、1.0以上の値を示す固有値は1つであり（3.326）、因子数は1とした（因子数が1なので表は省略した）。因子負荷の値は、最大が「検察が法を執行するとき（質問11のウ）」の .881、最小が「国会や政府が法律を作るとき（質問11のオ）」の .734であった。

この結果から、質問11の項目の全てを用いて、「国家機関に対する信頼度スケール」とする。回答者の国家機関に対する一般的な信頼の程度を表わす。なお、本スケールについては全ての項目について逆転操作を行なった。

スケール得点は5点から25点の範囲をとり、得点の高い方が国家機関が公正であるという信頼感が高いことを表わす。α係数の値は0.872とかなり高い値を示している。

なお、本スケールについて回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関係数を求めた結果は絶対値で、0.999であった。この場合についても因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることには何ら問題がないと言える。

(4) 「法的紛争解決行動に対する評価スケール」

「ある人が友人に1ヶ月分の給料にあたる金額を貸しましたが、返済期限がきても友人はその金を返そうとしません。友人と交渉しても、友人はその金を返しません（質問16）」、「ある人が電器屋から1ヵ月分の

給与にあたる価格の電気器具を買ったところ、それは不良品でした。電器屋に新品との取り替えを求めても、電器屋はそれに応じませんし、売買を解除し代金の返還を求めても電器屋はそれに応じようとしません（質問17)」、「ある人が交通事故にあって1ヵ月入院の傷害を負いましたが、特に後遺症は残りませんでした。被害者が、治療費と入院中の収入の賠償を求めて交渉しても、加害者は賠償金を支払いません（質問18)」という3つの状況で、「法律の専門家に相談する」、「交通事故紛争処理センターその他の調停制度を利用する」、そして「裁判所に訴える」という対処行動のそれぞれに対して、望ましい行動と考えるか、それとも望ましくない行動と考えるかについて尋ねた全部で9項目について取り上げる。これらは、貸し金返還、不良品売買、交通事故と状況が異なり、また、対処行動も異なっているが、全体として、法により紛争解決をはかるという点で共通している。

これらの9項目について因子分析の結果、1.0以上の値を示す固有値は3つであり（3.797，1.521，1.064)、第1固有値が第2以下の固有値に比べて優越した値であるため、因子数は1とした。因子負荷の値は、.531から　.732の範囲にあり、9項目全てを用いて「法的紛争解決行動に対する評価スケール」とした。回答者が、紛争を解決するのに法的な手段を用いることをどの程度望ましいことと考えているかを表わす。なお、本スケールについては全ての項目について逆転操作を行なった。

スケール得点は9点から45点の範囲をとり、得点の低い方が法的手段を用いることが望ましいと考える程度が強いことを表わす。α係数の値は0.827とかなり高い値を示している。

なお、本スケールについて回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関係数を求めた結果は絶対値で、0.998であった。この場合についても因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることには何ら問題がないと言える。

(5) 「生活満足度スケール」および「政治関心度スケール」

質問（19）では、「全体的にみて、あなたは今の生活に満足していますか」と現在の生活に対する満足感を尋ね、質問（20）では、「あなた自身の生活水準は、この15年間でどう変わりましたか」と、過去15年間の生活に対する満足感について尋ねた。また、質問（21）では、政治への関心・参加の度合いについて、「日常的に政治や政府の動向を報道するニュースに注意していますか（質問21のア）」「まわりの人とよく政治の話をしますか（質問21のイ）」「政治活動・組織に参加しますか（質問21のウ）」「国会議員の選挙には、どれくらい行きますか（質問21のエ）」と尋ねた。

これら6項目に対して因子分析した結果、1.0以上の値を示す固有値は2つであり（2.204，1.503）、因子数は2とした。因子負荷の値は、表3に示した通りである。質問（21）の（ア）、（イ）、（ウ）および（エ）は第I因子に、質問（19）と質問（20）は第II因子にそれぞれ大きな負荷を示している。

この結果を踏まえて、質問（19）と質問（20）の2項目と、質問（21）の（ア）、（イ）、（ウ）および（エ）の4項目の2つに分けてスケールを構成した。前者は、回答者自身が現在の生活に対してどの程度満足しているかを測定する項目から構成されており、後者は、回答者自身が政治に対してどの程度日常的に関心を持っているかを測定する項目から構成されており、それぞれ「生活満足スケール」および「政治関心度スケール」とした。なお、全ての項目について逆転操作を行った。

「生活満足度スケール」の得点は2から10点の範囲をとり、得点の高いほうが生活満足度が高いことを表わす。α係数は0.6691と項目数が2つと少ないにもかかわらず、比較的高い値を示している。

「政治満足度スケール」の得点は4から20点の範囲をとり、得点の高いほうが政治に対する関心度が高いことを表わす。α係数の値は0.7099

比較的高い値を示している。

なお、各スケール毎に回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関を求めた。その結果、相関係数の値は絶対値で、「生活満足スケール」が0.995、「政治関心度スケール」も同じく0.993であった。何れの場合もきわめて高い値であり、因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることには何ら問題がないと言える。

表3　生活満足度および政治関心度に関する項目の因子分析結果

	因子Ⅰ	因子Ⅱ	共通性
質問19	0.042	0.870	0.759
質問20	0.006	0.856	0.732
質問21－ア	0.782	−0.007	0.612
21－イ	0.842	−0.017	0.710
21－ウ	0.668	−0.041	0.448
21－エ	0.648	0.163	0.446
因子寄与	2.190	1.518	

因子抽出法：主成分分析　　回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法
3回の反復で回転が収束した。

(6)　一般的な力に対する態度スケール

回答者のパーソナリティーの権威主義的傾向を測定するために、アドルノ，T.W．他（1950）の権威主義的パーソナリティー尺度（F尺度）の中から「一般的な力に対する態度」を測定する次の5項目を引用して用いた。「意志が強ければ、どんな弱点も困難も克服できる（質問22のア）」「若者にもっとも必要とされることは、きちっとした規律、ゆるがぬ決意、そして家族と国家のために働き、また戦おうとする心である（質問22のイ）」「自分たちの名誉に対する侮辱は、常に罰されるべきである（質問22のウ）」「わが国がもっとも必要としているものは、法や政策以上に、少数のリーダー、それも人々が信頼をおける、勇敢にして疲れを

しらぬ献身的なリーダーなのである（質問22のエ）」「人間は明確に、強き者、弱き者の二種類に分けられる（質問22のオ）」である。

元スケールでは、これらの5項目を単一スケールとして扱っているが、中国法意識調査では2つに分かれた。因子数を確かめるために、5項目に対して因子分析にかけたところ、1.0以上の値を示す固有値は1つであり（2.089）、因子数は1つとした。因子負荷は、質問（22）の（ア）.474、（イ）.733、（ウ）.654、（エ）.747、（オ）.583であり、ある程度の大きな負荷を示している。共通性も、質問（22）の（ア）.225、（イ）.538、（ウ）.428、（エ）.559、（オ）.340とある程度高い。

この結果を踏まえて、この因子を、「権威主義的パーソナリティースケール」とした。なお、全ての項目について逆転操作を行った。

「権威主義的パーソナリティースケール」の得点は5点から25点の範囲とり、得点が高いほうが「権威主義的」であることを表わす。α係数は、0.642であり、比較的高い値を示している。

なお、回答者の因子得点を推定し、スケール得点との相関を求めた。その結果、相関係数の値は絶対値で、0.995あった。きわめて高い値であり、因子得点の推定値の代替にスケール得点を用いることには何ら問題がないと言える。

3．各スケールの特徴

ここでは、10の各スケール毎に回答者のスケール得点の分布状況、および、スケール得点間の相関の状況について示した。表4に各スケールの基本統計量（平均・標準偏差・最頻値・最小値・中央値・最大値）をまとめて示した。

表4　各スケールの基本統計量

		法の不可欠性の評価	法遵守の規模	法なき社会のイメージ	法に対する好感度	遵法度	国家機関に対する信頼度	紛争解決行動に対する評価	生活満足度	政治関心度	一般的な力に対する期待度
度数	有効	1036	1030	1038	955	978	1017	1019	1045	1042	1029
	欠損値	14	20	12	95	72	33	31	5	8	21
平均値		17.040	11.746	10.945	15.249	17.526	16.707	34.044	6.533	12.316	16.384
中央値		18.000	12.000	11.000	15.000	18.000	17.000	34.000	7.000	13.000	16.000
最頻値		20	12	15	15	18	15	33	7	13	15
標準偏差		3.078	3.098	2.838	3.598	3.426	4.107	5.943	1.541	3.241	3.228
最小値		4	4	3	5	5	5	9	2	4	5
最大値		20	20	15	25	25	25	45	10	20	25

(1)　法の主観的不可欠性の評価スケール

得点の分布状況は図1に示した通りである。平均値は17.04（項目数で調整すると4.59：これは、項目数の異なるスケール相互間での比較を容易にするために、スケール得点を項目数で除した値であり、以下では「項目調整値」と表示する）ときわめて高く、最頻値もスケール得点で最大値の20.0を示している。スケールの左半分には、ほとんど分布しておらず、回答者全体として「法の不可欠性」に対する認識が極めて高い水準にあることがわかる。

図1「法の不可欠性の評価」得点の分布

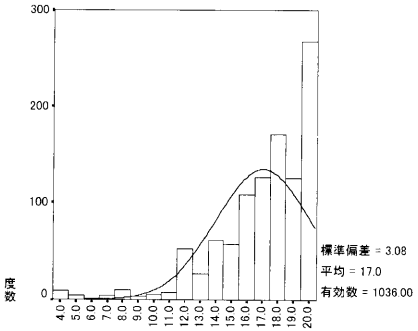

(2) 法の遵守の根拠スケール

得点の分布状況は図2に示した通りである。平均値は11.75（項目調整値2.94）で、スケール得点の範囲のほぼ中央の値を示した。得点が12.0で最頻値を示し、特に頻度が他と比べて多くなっている。スケールの全範囲にわたって分布が見られ、法を遵守する根拠が「国家による強制」にあるのか、そうでないのかについては、様々な考え方を持つ人々のいることが示された。

図2「法遵守の根拠」得点の分布

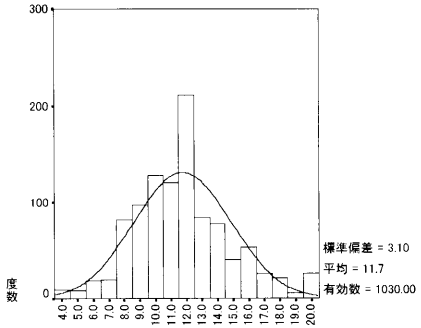

(3) 法なき社会イメージ　スケール

得点の分布状況は図3に示した通りである。平均値は10.95（項目調整値3.65）とやや高く、最頻値もスケール得点で最大の15.0を示している。スケールの左半分には、ごくわずかしか分布しておらず、スケールの中央から右半分にかけては得点に関わらず比較的一様な分布を示している。程度の差はあるものの多くの人々が、法がなければ社会がうまく機能しなくなると考えていることがわかる。

図3「法なき社会イメージ」得点の分布

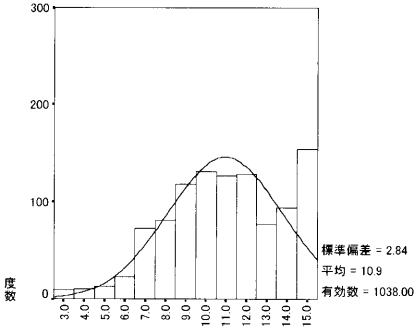

(4) 法に対する好感度スケール

得点の分布状況は図4に示した通りである。平均値は15.25（項目調整値3.05）で、スケール得点の範囲のほぼ中央の値を示した。中高で左右に裾を引く分布を示している。法に対する嫌悪度が強い（得点が低い）者も、好感度が強い（得点が高い）者も極端なケースは少なく、多くの人々は中間的な値を示している。

図4「法に対する好感度」得点の分布

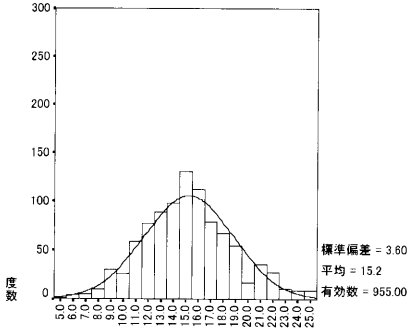

(5) 遵法度スケール

得点の分布状況は図5に示した通りである。平均値は17.53（項目調整値3.51）と高く、全体として左右対称型で中心がやや右寄りの分布を示している。回答者全体として、遵法度が高い傾向にある。

図5「遵法度」得点の分布

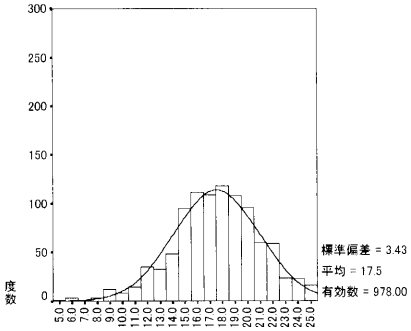

(6) 国家機関に対する信頼度スケール

得点の分布状況は図6に示した通りである。平均値は16.71（項目調整値3.34)、最頻値が15.0（項目調整値3.00）であるが、得点が20.0でも最　頻値に次いで多い頻度を示している。このことは、全ての国家機関に対して「3　どちらともいえない」か「2　どちらかといえば公正ではある」に回答した者が多いこと可能性を示唆している。全体としては、「どちらともいえない」から「どちらかといえば公正ではある」と考えている者が多く存在している。国家機関に対する信頼度は回答者全体としてどちらかといえば高い傾向にある。ただし、分布全体から見ると、極めて少数ではあるが、得点が10.0（項目調整値2.00）以下の者、すなわち、「どちらかといえば公正ではない」から「公正でない」と回答する者も存在することは注目に値する。

図6「国家機関に対する信頼度」得点の分布

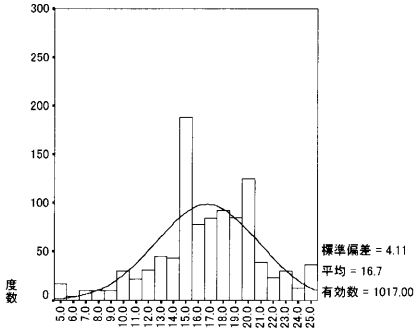

(7) 法的紛争解決行動に対する評価スケール

得点の分布状況は図7に示した通りである。平均値は34.04（項目調整値3.78）と比較的高く、全体として右寄りで、左に裾を引く分布を示している。回答者全体として、紛争の解決に法的行動をとることを望ましいと考える傾向が見られる。

図7「法的紛争解決行動に対する評価」得点の分布

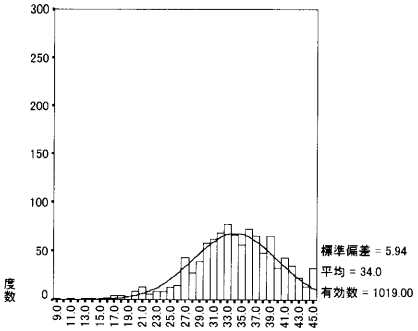

(8) 生活満足度スケール

得点の分布状況は図8に示した通りである。平均値は6.53（項目調整値3.27）で、全体としてわずかながら右寄りの分布を示している。回答者全体として、生活満足度が中程度ないしやや高い水準にあることがわかる。特に得点7.0(項目調整値3.5)に最も多くの回答が集中している。

図8「生活満足度」得点の分布

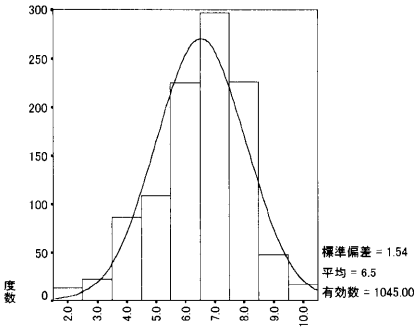

(9) 政治関心度スケール

得点の分布状況は図9に示した通りである。平均値は12.32（項目調整値3.08）で、全体としてほぼ左右対称の分布型を示している。回答者全体として、政治関心度がほぼ中程度の水準にあることがわかる。

図９「政治関心度」得点の分布

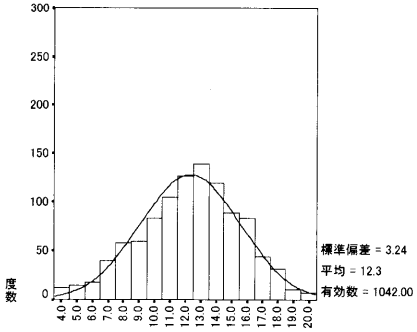

⑽　力に対する志向態度スケール

得点の分布状況は図10に示した通りである。平均値は16.38（項目調整値3.08）で、全体としてほぼ対称型の分布を示している。回答者全体として、力に対する志向性が真ん中で高いが、両方の極に近づくほど減少する傾向にある。

図10　「一般的な力に対する態度」得点の分布

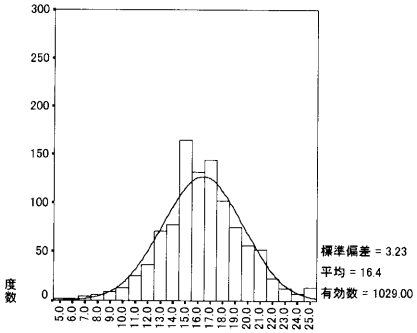

(11) スケール間の相関

スケール得点間の相互相関係数は表5に示した通りである。

相関係数の絶対値が0.300を超えるのは、「国家機関への信頼度」と「遵法度」の0.349のみであり、全体的に相関係数の値は低い。また、相関係数の絶対値が0.200を超えるのは、「政治関心度」と「遵法度」の0.252、「法の主観的不可欠性の評価」と「遵法度」の0.223である。何れの場合にも値そのものはあまり大きいとは言えないが、相関係数の中で0.200を超えるものが全て「遵法度」に関係するものであることは注目に値する。

表5　スケールの相関

		法の不可欠性の評価	法遵守の根拠	法なき社会イメージ	法に対する好感度	遵法	国家機関に対する信頼度	法的紛争解決行動に対する評価	生活満足度	政治関心度	一般的な力に対する態度
法の不可欠性の評価	Pearson の相関係数	1.000	-.036	.106**	.064*	.223**	.140**	.143**	.096**	.150**	.043
	有意確率（両側）	.	.248	.001	.047	.000	.000	.000	.002	.000	.169
	N	1036	1020	1028	947	970	1010	1008	1032	1029	1018
法遵守の根拠	Pearson の相関係数	-.036	1.000	-.030	-.130**	-.192**	-.037	-.021	-.077*	-.062*	.071*
	有意確率（両側）	.248	.	.338	.000	.000	.238	.515	.014	.049	.025
	N	1020	1030	1024	946	965	1006	1008	1026	1024	1014
法なき社会イメージ	Pearson の相関係数	.106**	-.030	1.000	.092**	.124**	.039	.056	.021	.018	.026
	有意確率（両側）	.001	.338	.	.005	.000	.217	.073	.495	.557	.411
	N	1028	1024	1038	947	974	1011	1012	1034	1031	1021
法に対する好感度	Pearson の相関係数	.064*	-.130**	.092**	1.000	.197**	.173**	.161**	.071*	.125**	-.021
	有意確率（両側）	.047	.000	.005	.	.000	.000	.000	.029	.000	.512
	N	947	946	947	955	941	939	937	953	948	944
遵法度	Pearson の相関係数	.223**	-.192**	.124**	.197**	1.000	.349**	.013	.148**	.252**	.071*
	有意確率（両側）	.000	.000	.000	.000	.	.000	.686	.000	.000	.027
	N	970	965	974	941	978	958	956	975	970	964
国家機関に対する信頼度	Pearson の相関係数	.140**	-.037	.039	.173**	.349**	1.000	.096**	.066*	.077*	.128**
	有意確率（両側）	.000	.238	.217	.000	.000	.	.002	.037	.015	.000
	N	1010	1006	1011	939	958	1017	999	1014	1011	1008
法的紛争解決に対する評価	Pearson の相関係数	.143**	-.021	.056	.161**	.013	.096**	1.000	.046	.078*	.099**
	有意確率（両側）	.000	.515	.073	.000	.686	.002	.	.145	.014	.002
	N	1008	1008	1012	937	956	999	1019	1016	1012	1011
生活満足度	Pearson の相関係数	.096**	-.077*	.021	.071*	.148**	.066*	.046	1.000	.064*	-.033
	有意確率（両側）	.002	.014	.495	.029	.000	.037	.145	.	.040	.290
	N	1032	1026	1034	953	975	1014	1016	1045	1038	1026
政治関心度	Pearson の相関係数	.150**	-.062*	.018	.125**	.252**	.077*	.078*	.064*	1.000	.164**
	有意確率（両側）	.000	.049	.557	.000	.000	.015	.014	.040	.	.000
	N	1029	1024	1031	948	970	1011	1012	1038	1042	1022
一般的な力に対する態度	Pearson の相関係数	.043	.071*	.026	-.021	.071*	.128**	.099**	-.033	.164**	1.000
	有意確率（両側）	.169	.025	.411	.512	.027	.000	.002	.290	.000	.
	N	1018	1014	1021	944	964	1008	1011	1026	1022	1029

**. 相関係数は 1% 水準で有意（両側）です。

*. 相関係数は 5% 水準で有意（両側）です。